

東北大学バレーボール連盟

連盟規約・内規集



規	約	・・・	2			
会	計	規	定	・・・	10	
リ	ー	グ	内	規	・・・	11
入	替	戦	内	規	・・・	18
リーグ内規等の取扱と罰則					・・・	22

2016年1月23日改正版

東北大学バレーボール連盟

東北大学バレーボール連盟 規約

昭和 年 月 日制定
2000年 1月30日改正
2006年 1月28日改正
2007年 1月24日改正
2016年 1月23日改正

第1章 総則

第1条（名称）

本連盟は、東北大学バレーボール連盟（以下、本連盟という。）と称する。
英文の名称は「Tohoku University Volleyball Association」とする。

第2条（事務所）

本連盟は、事務所を宮城県に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

本連盟は東北地域（青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県及び福島県）の大学バレーボール競技団体を総括し、かつ代表する学生競技団体として、バレーボールの普及・振興を図り、以て学生の心身の健全な発達と、明るい豊かな学生生活を通じ、人格の形成に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）全日本大学バレーボール連盟（以下、全日本学連という。）への登録
- （2）東北大学バレーボール選手権大会の開催及び主管
- （3）春秋のリーグ戦の開催及び主管
- （4）全日本学連等主催の競技会の東北地区における主管
- （5）関東・北海道・北信越各大学バレーボール連盟と協力し、東日本大学バレーボール選手権大会の開催及び主管または応援・協力
- （6）その他全日本学連及び本連盟の目的を達成するために必要な事業

第5条（支部機構）

- （1）本連盟は支部機構として、北奥羽ブロック委員会及び南奥羽ブロック委員会を設ける。
- （2）北奥羽ブロック委員会及び南奥羽ブロック委員会の事務所は、各々岩手県及び宮城県に置く。

第3章 会員及び組織

第6条（会員及び組織）

- (1) 本連盟は、東北地域に所在する学校教育法による大学またはこれに準ずる大学（以下、大学という。）のバレーボール部で、かつ当該大学が代表するバレーボール部であることを認めたもので、本連盟に加盟を希望する部を会員として組織する。なお、一つの大学で男子・女子及び学部を加盟させるときは、それぞれ独立した会員とする。
- (2) 本連盟は、全日本学連に所属し、本連盟に加盟する大学は自動的に全日本学連に加盟するものとする。

第4章 加盟・登録及び脱退

第7条（加盟及び加盟料）

- (1) 本連盟に加盟を希望する大学は、バレーボール部長の署名捺印のある次の文書をもって本連盟に申請する。
 - (イ) 申請書：加盟希望理由を明記
 - (ロ) 誓約書：本連盟規約に従う旨を明記
 - (ハ) 登録部員名簿：所属学部・学年・年齢を明記
- (2) 本連盟への加盟は、総会の承認を必要とする。
- (3) 本連盟に加盟を認められた大学は、本連盟加盟料及び全日本学連加盟料を納入しなければならない。加盟料は本規約細則に定める。
- (4) 一旦納入された加盟料は、理由の如何を問わず返還しない。

第8条（登録及び登録料）

- (1) 本連盟加盟大学は、毎年4月10日までに所定の登録用紙をもって登録しなければならない。
- (2) 登録に際しては、本連盟登録料・個人登録料及び全日本学連登録料を納入する。
- (3) 一旦納入された登録料は、理由の如何を問わず返還しない。

第9条（脱退）

- (1) 本連盟加盟大学が脱退する場合は、次の文書をもって本連盟に届け出なければならない。
 - (イ) 脱退届
 - (ロ) 理由書
- (2) 本連盟脱退をもって同時に全日本学連からも自動的に脱退することになる。

第10条（加盟大学の義務）

加盟大学は、財団法人日本バレーボール協会、全日本学連あるいは本連盟が主催または主管する競技会に出場する場合には、本連盟に有効に登録された部員をもってチームを構成しなければならない。

第5章 役員

第11条（役員の定数）

本連盟に下記の役員を置く。

(1) 会長	1名
(2) 副会長	若干名
(3) 名誉顧問	若干名
(4) 顧問	若干名
(5) 参与	若干名
(6) 理事長	1名
(7) 副理事長	2名
(8) 常任理事	12名
(9) 理事（(1), (2), (6), (7), (8), (12)を含む。）	24名
(10) 運営理事	若干名
(11) 専門委員会委員長	若干名
(12) 監事	1名
(13) 学連委員長	1名
(14) 学連副委員長	2名
(15) 北・南奥羽ブロック委員長	2名
(16) 北・南奥羽ブロック副委員長	2名
(17) 学連委員	加盟大学各1名
(18) 代表委員	男女各部各1名

第12条（会長）

- (1) 会長は理事会において推薦し、総会において選任する。
- (2) 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。

第13条（副会長）

- (1) 副会長は理事の中から会長が指名し、理事会において選任する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、あらかじめ会長が指名した順序により、会長の職務を代行する。

第14条（名誉顧問・顧問）

- (1) 名誉顧問は、本連盟会長経験者を理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (2) 顧問は、本連盟に特に功労のある者を理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (3) 名誉顧問及び顧問は、本連盟の重要事項について、理事会の諮問に応じ、理事会に出席し意見を述べるができる。

第15条（参与）

- (1) 参与は、本連盟に功労のあった者で理事会の推薦を受けた者を会長が委嘱する。
- (2) 参与は本連盟の運営について会長の諮問に応ずる。

第16条（理事長・副理事長）

- （1）理事長は、理事の互選により、会長が委嘱する。
- （2）副理事長は、理事の中から理事長が指名し、会長が委嘱する。
- （3）理事長は、総会並びに理事会の決議及び本規約に基づき、会長を補佐し理事会を統括して会務を執行する。
- （4）副理事長は理事長を補佐し、理事長不在のときは、理事長の職務を代行する。

第17条（常任理事）

- （1）常任理事は、理事の互選により選出され、会長が委嘱する。
- （2）学連委員長は、必ず常任理事に選出されるものとする。
- （3）常任理事は、本連盟の重要事項の提案・立案・審議等に参画し、会長・副会長・理事長・副理事長を補佐し、会務の執行を助ける。

第18条（理事）

- （1）理事は学識経験者理事及び学生理事によって構成されるが、その選任は総会においておこなわれる。
- （2）理事24名の構成は下記によるものとする。

（イ）学識経験理事	12名
（ロ）学生理事	12名
- （3）理事は理事会を構成し、本連盟の重要事項を審議する。
- （4）理事会は、本規約の定めに従い、推薦・指名・互選等の方法により、会長・副会長・理事長・副理事長及び専門委員会委員長を選任する。また会計担当理事を1名選出する。会計担当理事は、本連盟の経理を執行する。

第19条（運営理事）

- （1）理事会は、業務の円滑な遂行に必要と認めたとき、運営理事を選任することができる。
- （2）運営理事は、理事会において選任し、会長が委嘱する。
- （3）運営理事は、理事会に出席し、意見を陳べることができるが、採決には加わらない。

第20条（専門委員会委員長・専門委員）

- （1）第34条に規定される各専門委員会の委員長は、理事の中から理事の推薦により選任され、会長が委嘱する。
- （2）各専門委員会の委員は、委員長の推挙により理事会が審査の上選任し、会長が委嘱する。なお、専門委員は理事である必要はない。

第21条（監事）

- （1）監事は、理事会の推薦に基づき、総会において選任される。
- （2）監事は、本連盟の財産の状況を監査するとともに、理事の業務執行の状況を監査し、必要に応じ、総会または理事会に対して監査結果を報告する。

第 22 条（学連委員長・学連副委員長）

- （1）学連委員長は、学連委員総会において、学連委員の選挙により選出され、会長がこれを委嘱する。
- （2）学連委員長は学連委員総会の議長を務め、加盟各大学の意思を代表する。
- （3）学連副委員長は、学連委員長が指名し、会長がこれを委嘱する。
- （4）副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときは委員長の職務を代行する。
- （5）委員長及び副委員長は、学連委員総会を代表し、理事として理事会に出席し、本連盟の運営に貢献する。

第 23 条（学連委員）

- （1）学連委員は、加盟各大学を代表する委員として、各大学から 1 名ずつ選出される。
なお、男子・女子の両チームを登録した大学は、男女それぞれ 1 名ずつの学連委員を選出しなければならない。
- （2）学連委員は学連委員総会を組織し、本連盟の運営に関する重要案件を学生の立場で検討し、必要と思われる案件を理事会あるいは総会の審議に供するとともに、本連盟の事業推進に必要な業務を遂行する。

第 24 条（代表委員）

- （1）加盟大学は、毎年春秋に開催されるリーグ戦を、別に定める方法により、部別に構成するが、その各部は所属する大学の学連委員の互選により代表委員を選出する。
- （2）代表委員は、代表委員会を構成し、リーグ戦の運営に関する諸事項を検討・実施する。
- （3）代表委員の所属する大学がリーグ戦の結果、他部に昇降した場合は改選される。

第 25 条（役員の任期）

- （1）学識経験者役員の任期は 2 年とする。
- （2）学生役員の任期は 1 年とする。
- （3）欠員補充により就任する役員の任期は前任役員の残任期間とする。

第 6 章 会議

第 26 条（会議の種類）

本連盟の重要事項を審議するため、下記の会議を置く。

- （1）総会
- （2）常任理事会
- （3）理事会
- （4）学連委員会総会
- （5）代表委員会
- （6）専門委員会

第 27 条（総会）

- （1）総会は理事及び代表委員によって組織され、本連盟の最終決議機関とする。
- （2）通常総会は、年 1 回（原則として 1 月）会長が召集し、議長となる。
- （3）臨時総会は、会長が必要と認めたとき、会長が召集し、議長となる。

第 28 条（総会の決議）

- （1）総会は、理事及び代表委員の過半数の出席を以て成立する。ただし、総会議事につき書面を以て委任状を提出した者は出席とみなす。
- （2）総会の議決は、出席者の過半数を以て決定する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第 29 条（総会の決議事項）

総会において下記の事項を議決する。

- （イ）事業計画及び収支予算
- （ロ）事業報告及び収支決算
- （ハ）全日本大学選手権大会・東日本大学選手権大会等が東北地区で開催される場合の主管
- （ニ）本連盟の重要な規約類の改正及び制定
- （ホ）その他、本連盟の事業に関する重要事項で理事会が必要と認めた事項

第 30 条（常任理事会）

- （1）常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長及び常任理事により組織される。
- （2）常任理事会は、本連盟の重要事項に関し、提案・立案・審議を行い、その討議結果を理事会及び必要に応じ、総会の議決に委ねる。
- （3）常任理事会は、理事長が必要と認めたときに招集し、議長となる。

第 31 条（理事会）

- （1）理事会は、通常年 2 回会長が召集する。また、会長が必要と認めるとき、あるいは、理事の過半数から理事会に付すべき事項を示して召集を請求されたときには、その請求から 3 週間以内に臨時理事会を会長が招集する。
- （2）理事会は、総会議決事項を事前に審議するとともに、その他の重要事項を審議・議決する。
- （3）理事会の議長は、会長がその任に当たり、出席理事の過半数を以て議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第 32 条（学連委員総会）

- (1) 学連委員総会は年 1 回学連委員長が召集し、議長となる。
- (2) 学連委員総会は、下記の事項を学生の立場で検討し、必要と思われる案件を理事会あるいは総会に提議する。
 - (ア) 本連盟総会付議事項
 - (イ) 年度活動方針及び活動計画
 - (ウ) 学生役員の選任
 - (エ) その他理事会より検討を要請された事項、あるいは加盟大学より検討を要請された事項
- (3) 学連委員総会は、学連委員の過半数の出席を以って成立し、その議決は出席者の過半数を以って決する。なお、予め書面を持って委任状を提出した者は出席とみなす。また、議決が可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- (4) 各学連委員は、各自の所属する大学の意見を十分にまとめ、それを代表する。

第 33 条（代表委員会）

- (1) 代表委員会は、通常年 2 回春秋のリーグ戦開催の 2 週間前までに学連委員長が召集し、議長となる。
また、学連委員長が必要と認めたとき、あるいは代表委員の過半数から代表委員会に付すべき事項を示し、召集を請求されたときには、その請求から 3 週間以内に臨時代表委員会を学連委員長が招集する。
- (2) 代表委員会は代表委員の過半数の出席を以って成立し、その議決は出席者の過半数を以って決する。なお、予め書面を持って委任状を提出した者は出席とみなほか、当該各部の学連委員の代理出席も認める。また、議決が可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- (3) 代表委員会は、主として春秋のリーグ戦運営に関する事項を討議するほか、学連委員総会の付議事項を審議する。

第 34 条（専門委員会）

- (1) 本連盟に次の委員会を置く。
 - (ア) 総務委員会
 - (イ) 広報委員会
 - (ウ) 強化委員会
 - (エ) 競技委員会
 - (オ) 審判委員会
 - (カ) 指導普及委員会
 - (キ) 科学研究委員会
 - (ク) ビーチバレーボール委員会
- (2) 各専門委員会の業務、運営については、別に定める専門委員会規程によるものとする。
- (3) 専門委員会の設置、廃止は理事会の決議による。
- (4) 専門委員会の決定事項は理事会の承認を要する。

第 35 条（議事録）

- （１）本連盟のすべての会議は、議事録を作成の上保存するとともに、本連盟の役員あるいは加盟大学からの要請があった場合には閲覧に供さなければならない。
- （２）特に総会の議事録は本連盟に登録されたすべての大学に送付される。

第 7 章 会計

第 36 条（会計年度）

- （１）本連盟の会計年度は毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。
- （２）本連盟の資産は次の収入によりなるものとする。
 - （ア）本連盟への加盟料及び登録料
 - （イ）本連盟主催の事業に伴う収入
 - （ウ）本連盟の資産から生ずる収入
 - （エ）寄付金品
 - （オ）その他の収入

第 37 条（収支予算及び決算）

- （１）本連盟の収支予算は理事会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。
- （２）本連盟の収支決算は、会計担当理事の責任において、正確に記帳、保管され、監事の監査、理事会の審議を経て、総会で承認される。

第 8 章 賞罰

第 38 条（表彰）

本連盟のため、特に顕著な貢献をした者を総会の決議により表彰することができる。

第 39 条（懲罰）

本連盟の名誉を毀損し、または、本連盟の規約及び決議に従わない加盟大学、役員に対し、総会の決議により、次の懲罰を課すことができる。

- （ア）戒告
- （イ）譴責
- （ウ）権利停止
- （エ）除名
- （オ）罷免
- （カ）その他の処分

第9章 補則

第40条（規約の改正または変更）

本規約は理事会の審議を経て、総会の決議により改正あるいは変更することができる。

第41条（付則・細則）

- （1）本連盟は本規約の実施のために必要な付則、細則を理事会の決議により設けることができる。
- （2）前条の付則、細則の改定あるいは変更は理事会の決議により行う。

付則

本規定は、2000年1月30日から改正施行する。

細則

第1条（加盟料）

本連盟規約第7条規定の加盟料は、1会員あたり20,000円とする。

第2条（登録料）

本連盟規約第8条規定の登録料は、1会員あたり毎年14,000円とする。

第3条（個人登録料）

本連盟規約第8条規定の個人登録料は、一人あたり1,100円とする。

第4条（理事会をもって最終決議とする事項）

次に掲げる事項については、総会の議決を要さず理事会の決議をもって最終決議とする。

- （1）副会長、名誉顧問、顧問、参与、理事長、副理事長、運営理事、専門委員会委員長および会計担当理事の選任
- （2）本規約の付則、細則の新設・改訂・廃止
- （3）各種規定、内規の新設・改訂・廃止
- （4）専門委員会の設置・廃止および規定の改廃
- （5）専門委員会の審議事項の採択
- （6）特別委員会の設置・廃止および委員長・委員の選任
- （7）特別委員会の審議事項の採否
- （8）その他総会の議決により委任された事項

東北大学バレーボール連盟 会計規則

2006年 1月28日制定

東北大学バレーボール連盟の経理を厳正かつ適正に行うため、東北大学バレーボール連盟規約第7章に基づきこの規則を制定する。

1. 会計責任者

会計責任者は、理事長とする。

2. 会計担当者

会計は、会計担当理事が担当する。

3. 会計の原則

- イ. 収入
 - ①加盟校からの納入は、全て指定銀行振込みとする。
 - ②試合会場等で現金の入金があった場合は、速やかに会計担当理事に納付する。
(入金された現金から直接支出することは認められない)
- ロ. 支出
 - ①支出は原則として、銀行振込みとする。
 - ②止むを得ず銀行振込みの出来ない場合は、前もって会計担当理事に「前払い金請求書」を提出し、現金を受け取ることにする。
 - ③「前払い金請求書」による現金精算は、7日以内に行わなければならない。
 - ④立替払は原則として認めない。
但し、止むを得ない場合は、会計担当理事の承認を得た上でこれを認める。

4. 預金管理

- イ. 通帳名義は、理事長名義とする。
- ロ. 保管管理者並びに出納責任者は会計担当理事とする。

5. 現金管理

現金管理責任者は、会計担当理事とする。

6. 事業決算

会計担当者は、各大会・事業等終了後、速やかに理事長に事業の決算内容を報告すること。

7. 規則の改正

本規則の改正は理事長が発議し、理事会の議を経て会長が承認する。

(付則) この規則は、2006年度会計から適用する。

東北大学バレーボール連盟 リーグ戦内規

昭和 年 月 日制定
2011年 3月 6日改正

1 (加盟校の権利と義務)

東北大学バレーボール連盟（以下、当連盟と称す）に加盟するチームは、リーグ戦に参加する権利と義務を保持する。

2 (競技規則)

当該年度公益財団法人日本バレーボール協会6人制競技規則による。ただし、本内規および大会申し合わせ事項を定めている場合は、それに基づく。

3 (競技方法)

(1) 男子1部

8チームによる1回戦総当り予選リーグの後、上位・下位に分かれての順位決定リーグを行う。全試合5セットマッチとする。

(2) 女子1部・男女2部

6チームによる1回戦総当り予選リーグの後、上位・下位に分かれての順位決定リーグを行う。全試合5セットマッチとする。

(3) 男女3部・男女4部

6チームによる1回戦総当り予選リーグの後、上位・下位に分かれての順位決定リーグを行う。全試合3セットマッチとする。

(4) ただし、参加チーム数により、各部の編成を行い、その部が5チーム以下になった場合は、2回戦総当りのリーグ戦とする。

(5) 順位決定リーグのチーム数は、別表1の通りとする。

別表1：順位決定リーグのチーム数

チーム数	6	7	8
上位リーグ	3	4	4
下位リーグ	3	3	4

4 (順位決定方法)

(1) 勝率の高いチームを上位とする。2つあるいはそれ以上のチームが同率となった場合は、セット率の高いチーム、セット率も同率の場合は、得点率の高いチームを上位チームとする。勝率、セット率、得点率も同率の場合は、当該チーム同士の勝率、セット率、得点率で決定する。

(2) 順位決定リーグの成績に、予選リーグの成績は持ち越す。

(3) 順位決定リーグ後の上位リーグと下位リーグの入替は行わない。

5 (競技日程および試合順)

(1) 競技日程および試合順は、原則、別表2の通り編成するが、会場の借用条件および遠方のチームを配慮し、変更することが出来る。

別表2：順位決定リーグ戦のチーム数

【規定チーム数の場合 (男子1部8チーム、他各部6チーム)】

①男子1部 (第1日～第7日 予選リーグ、第8日～第10日 順位決定リーグ)

第1日	前回1位 × 前回8位	第5日	前回1位 × 前回4位	第8日	予選1位 × 予選4位
	前回2位 × 前回7位		前回2位 × 前回3位		予選2位 × 予選3位
	前回3位 × 前回6位		前回5位 × 前回8位		予選5位 × 予選8位
	前回4位 × 前回5位		前回6位 × 前回7位		予選6位 × 予選7位
第2日	前回1位 × 前回7位	第6日	前回1位 × 前回3位	第9日	予選6位 × 予選8位
	前回2位 × 前回8位		前回2位 × 前回4位		予選5位 × 予選7位
	前回3位 × 前回5位		前回5位 × 前回7位		予選2位 × 予選4位
	前回4位 × 前回6位		前回6位 × 前回8位		予選1位 × 予選3位
第3日	前回1位 × 前回6位	第7日	前回1位 × 前回2位	第10日	予選7位 × 予選8位
	前回2位 × 前回5位		前回3位 × 前回4位		予選5位 × 予選6位
	前回3位 × 前回8位		前回5位 × 前回6位		予選3位 × 予選4位
	前回4位 × 前回7位		前回7位 × 前回8位		予選1位 × 予選2位
第4日	前回1位 × 前回5位				
	前回2位 × 前回6位				
	前回3位 × 前回7位				
	前回4位 × 前回8位				

※男子1部は2面で行う場合、試合を振り分けて行なう

②女子1部、男女2部 (第1日～第5日 予選リーグ、第6日～第8日 順位決定リーグ)

第1日	前回1位 × 前回6位	第4日	前回1位 × 前回3位	第6日	予選1位 × 予選3位
	前回2位 × 前回5位		前回4位 × 前回5位		予選4位 × 予選6位
	前回3位 × 前回4位		前回2位 × 前回6位		
第2日	前回1位 × 前回5位	第5日	前回1位 × 前回2位	第7日	予選2位 × 予選3位
	前回3位 × 前回6位		前回3位 × 前回5位		予選5位 × 予選6位
	前回2位 × 前回4位		前回4位 × 前回6位		
第3日	前回1位 × 前回4位			第8日	予選4位 × 予選5位
	前回5位 × 前回6位				予選1位 × 予選2位
	前回2位 × 前回3位				

③男女3・4部 (第1日～第3日 予選リーグ、第4日 順位決定リーグ)

第1日	前回1位 × 前回6位	第3日	前回1位 × 前回3位	第4日	予選4位 × 予選6位
	前回2位 × 前回5位		前回2位 × 前回6位		予選1位 × 予選3位
	前回3位 × 前回4位		前回3位 × 前回5位		予選5位 × 予選6位
	前回1位 × 前回5位		前回4位 × 前回6位		予選2位 × 予選3位
	前回2位 × 前回4位		前回1位 × 前回2位		予選4位 × 予選5位
第2日	前回3位 × 前回6位				予選1位 × 予選2位
	前回1位 × 前回4位				
	前回5位 × 前回6位				
	前回2位 × 前回3位				
	前回4位 × 前回5位				

【規定チーム数に満たない場合】

(②が5チームの場合)

第1日	前回1位 × 前回5位
	前回2位 × 前回4位
	前回3位 × 前回5位
第2日	前回1位 × 前回4位
	前回2位 × 前回3位
	前回4位 × 前回5位
第3日	前回1位 × 前回3位
	前回2位 × 前回5位
	前回3位 × 前回4位
第4日	前回1位 × 前回2位
	前回3位 × 前回4位
	前回5位 × 前回1位

(②が4チームの場合)

第1日	前回1位 × 前回4位
	前回2位 × 前回3位
第2日	前回1位 × 前回3位
	前回2位 × 前回4位
第3日	前回1位 × 前回2位
	前回3位 × 前回4位
第4日	前回1位 × 前回3位
	前回2位 × 前回4位

※②が4チームの場合
1日3試合ずつ4日間で
行う場合もある

(③が5チームの場合)

第1日	前回1位 × 前回5位
	前回2位 × 前回4位
	前回3位 × 前回5位
第2日	前回1位 × 前回3位
	前回2位 × 前回4位
	前回4位 × 前回5位
第3日	前回1位 × 前回2位
	前回3位 × 前回4位
	前回5位 × 前回1位
第4日	前回1位 × 前回3位
	前回2位 × 前回4位
	前回4位 × 前回5位

(③が4チームの場合)

第1日	前回1位 × 前回4位
	前回2位 × 前回3位
第2日	前回1位 × 前回3位
	前回2位 × 前回4位
第3日	前回1位 × 前回2位
	前回3位 × 前回4位
第4日	前回1位 × 前回3位
	前回2位 × 前回4位

※③が4チームの場合、
第1日・第3日を2試合
第2日・第4日を4試合で
行う場合もある

(③が3チームの場合)

第1日	前回1位 × 前回3位
	前回2位 × 前回3位
第2日	前回1位 × 前回2位
	前回3位 × 前回4位

(2) ただし、5セットマッチは1日最大2試合、3セットマッチは1日最大3試合まで試合を行うことができる。

6 (不戦敗)

以下の事由があった場合、当該チームを不戦敗とする。(0-25、0-25、0-25 で敗戦したものと見なす。(3セットマッチは、0-25、0-25))

- ① 試合を棄権した場合
- ② 試合開始時間になっても6名以上の選手が揃わない場合
- ③ エントリー以外の選手が競技者として出場した場合
- ④ エントリーに不正があった場合
- ⑤ その他、当該チームが重大な不正を犯したと認められる場合

7 (参加資格)

参加チームの構成員は、当連盟に有効に登録された者でなければならない

8 (申込時のチーム構成)

(1) 申込時のチーム(大会申込メンバー)は、チームスタッフ(部長、監督、コーチ、トレーナー、マネージャー)と選手で構成され、人数は、以下の通りとする。

- ① 部長 1名 (当該大学の教職員に限る)
- ② 監督 1名
- ③ コーチ 無制限
- ④ トレーナー 無制限
- ⑤ マネージャー 無制限 (当該大学の学生に限る)
- ⑥ 選手 無制限 (当該大学の学生に限る)

(2) チームスタッフの兼任は、以下の通りとする。

- ① 部長は、監督・コーチ・トレーナーのいずれかを兼任することができる。
- ② 監督・コーチ・トレーナー・マネージャーは、部長以外のチームスタッフを兼任することは出来ない。ただし、選手との兼任はできる。

9 (競技者番号)

競技者番号は、原則として1番から18番までとするが、やむをえないときは、1番から99番までを使用する。なお、当該リーグ戦期間中(含入替戦)の番号変更は一切認めない。

10 (各試合のチームスタッフおよび選手のエントリー)

- (1) 大会申込メンバーから、それぞれの試合のチームスタッフおよび選手をエントリーする。
- (2) エントリーは、試合ごとに所定のメンバー届を大会本部に提出する。なお、メンバー届提出後のエントリーの変更は一切認めない。
- (3) 各試合でエントリーできる人数は、大会要項で別途定める。

11 (チームスタッフおよび選手の追加申込)

チームスタッフおよび選手の追加申込は、各試合のメンバー届提出時まで申請された場合に認める

- ① 当日までに、当連盟に登録が完了されたものであること
- ② 選手は、他の申込選手と競技者番号が重複していないこと

12 (チームスタッフの変更)

試合当日、チームスタッフを変更することができる。

- ① 大会申込メンバーから選出すること
- ② 変更の際は、所定の用紙に必要事項を記入し、エントリー時に競技委員長に提出すること。
(部長及び主将の署名のないものは無効とする。)
- ③ 変更の有効期限は、当日のみとする
- ④ 部長についてはこの項目を適用しない

13 (リーグ構成)

(1) 1部リーグ

- ①当連盟における最上位リーグである。
- ②名称は、「1部リーグ」とする。

(2) 2部リーグ

- ①1部リーグの下に、南奥羽ブロック（宮城・山形・福島の3県）、北奥羽ブロック（青森・岩手・秋田の3県）でそれぞれ南リーグ、北リーグが構成される。
- ②名称は、「2部南（北）リーグ」とする。

(3) 3部リーグ・4部リーグ

- ①2部南リーグの下に3部南リーグ、4部南リーグが構成される。同じく、2部北リーグの下に3部北リーグ、4部北リーグが構成される。
- ②名称は、「3部南（北）リーグ」とする。

14 (リーグのチーム数)

(1) 各リーグのチーム数は、以下の通りとする。

- ①男子1部リーグ 8チーム
- ②女子1部リーグ 6チーム
- ③それ以外 6チーム

(2) 最下部とその一つ上の部については、大会申込締切時点のチーム数により、別表3の通り調整をし、リーグを編成する。

別表3：最下部とその一つ上の部のチーム数

チーム合計	7	8	9	10	11
一つ上の部	4	5	6	6	6
最下部	3	3	3	4	5

(3) 次季リーグの出場順位は、本大会の成績とその後の入替戦および自動昇降格によって、決定される。

ただし、入替戦および自動昇降格による昇降格チームが複数ある場合は、次の優先順位で出場順位を決定する。

- ①入替戦および出場順位決定戦の勝敗
- ②本大会の順位
- ③その前のリーグ戦の順位
- ④大会申込順

15 (入替戦)

入替戦については、別途内規にて定める。

16 (大会および試合の棄権)

- (1) チームは、大会および試合を棄権する場合は、必ず棄権届を学連委員長宛に提出すること。
ただし、緊急の場合は、この限りではない。届出をしなかった場合は、次季リーグにおいて最下部最下位に自動降格させる。
- (2) チームが、大会申込締切日以降、試合の棄権を申し出た場合は、不戦敗とする。
 - ①当該試合のみを不戦敗とし、それ以外の成立した試合の結果は生かされる。またそれ以降の試合（入替戦も含む）には出場を認める。
 - ②ただし、全試合棄権した場合は、入替戦出場を認めず、全日程終了後、一つ下の部に自動降格する。降格後の順位は、入替戦終了後に降格した部の最下位に位置付ける。
- (3) 全国大会出場等考慮に値する理由の場合、当連盟の承認および対戦チームの協力が得られる場合は、大会期間や順位決定に大きな影響を与えない範囲で、日程の調整を行うことができる。
- (4) 第1種学校感染症のり患などにより、大学自体が対外活動を出来ない状態の場合は、前項と同じ扱いとする。

17 (不参加チームの扱い)

- (1) チームが、大会申込を行わなかった場合は、大会不参加とし、その部のチームの補充をせず、空位のままりーグを行う。ただし、14(2)による調整は行う。
- (2) 当該チームは、全日程終了後、最下部に自動降格する。降格後の順位は、入替戦終了後に降格した部の最下位に位置付ける。

18 (新規参加チーム)

新たにリーグ戦に参加するチームは、最下部最下位からとする。
尚、同様のチームが2チーム以上あるときは、申込順によるものとする。

19 (主管・運営)

- (1) 大会は、当連盟南奥羽ブロック委員会および北奥羽ブロック委員会が主管となって実施する。
ただし、3部以下は、当番校による自主運営を原則とする。
- (2) 試合会場校のチームは、当日当番校として運営を行う。
- (3) 運営に関する詳細は、別途定める「リーグ運営マニュアル」によるものとする。

20 (大会参加料)

- (1) 本大会における大会参加料およびプログラム作成料は、別表4のとおりとする。
- (2) 本大会に出場するチームは、別表4の大会広告料を納めることとする。広告を集めることができない場合は、各チームが自弁することとする。

別表4：大会参加料、プログラム作成料、広告料

	1部	2部	3部以下
大会参加料	25,000	22,000	18,000
プログラム作成料	2,000	2,000	2,000
広告料	10,000	5,000	5,000
合計	37,000	29,000	25,000

- (3) 大会参加チームは、(1)～(2)を一括で当連盟指定口座に振込をする。なお、一度納入した参加料等は、理由のいかんに関わらず一切返金しない。
- (4) 大会参加チームの移動費・宿泊費は、自弁とする。

2 1 (補助役員)

- (1) 大会参加チームは、定められた規則に従って、指定された補助役員を務めなければならない。
- (2) 補助役員担当者が不足する場合は、チームの責任で他チームから応援を求めなければならない。

以上

東北大学バレーボール連盟 入替戦内規

平成23年 3月 6日制定

1 (入替戦の権利と義務)

1部を除く各部の最上位は、入替戦出場の権利を有し、最下部を除く各部の最下位は、入替戦出場の義務を有する。

2 (名称)

(1) 入替戦は次の2種類とする

- ① 「1-2部入替戦」 1部リーグ と2部南リーグおよび2部北リーグ との入替戦
- ② 「下部入替戦」 2部南リーグと3部南リーグ、3部南リーグと4部南リーグ、2部北リーグと3部北リーグとの入替戦

(2) ただし、最下部と一つ上の部の入替戦は、次季リーグ戦における出場順位決定戦となる。

3 (開催方法)

(1) 1-2部入替戦

- ① 開催時期 リーグ戦終了後翌週の土曜、日曜を原則とする。
- ② 開催場所 入替戦出場チームの体育館を原則とする。ただし上位チームの体育館を優先する。
- ③ 主管 連盟直轄として行う。
- ④ 試合方法 全試合5セットマッチとする。

【第1日目】 試合開始 14:00 (1面進行)

男子	出場順位決定戦	2部南1位	×	2部北1位
女子	挑戦者決定戦	2部南1位	×	2部北1位

【第2日目】 試合開始 10:00 (1面進行)

女子	入替戦	1部6位	×	挑戦者決定戦 勝者
男子	入替戦①	1部8位	×	出場順位決定戦 勝者
男子	入替戦②	1部7位	×	出場順位決定戦 敗者

※入替戦の勝者が次季リーグで1部に出場する

その順位は、男子①の勝者は8位、②の勝者が7位となり、女子の勝者が6位となる

(2) 下部入替戦

- ① 開催時期 1－2部入替戦終了後翌週の日曜を原則とする。
- ② 開催場所 入替戦出場チームの体育館を原則とする。
- ③ 主管 当面の間、南北合同開催とし、春季は南奥羽ブロック委員会が、秋季は北奥羽ブロック委員会が主管する。
- ④ 試合方法 2－3部入替戦は5セットマッチ、3－4部入替戦は3セットマッチとする。

【第1日目】 試合開始 12：00（2面進行）

男女	入替戦	3部南最下位	×	4部南最上位
男女	入替戦	2部北最下位	×	3部北最上位
男女	入替戦	2部南最下位	×	3部南最上位

※入替戦の勝者が次季リーグで上位部に出場する

4（不参加および全試合棄権による自動昇降格）

(1) 不参加および全試合棄権チームは、リーグ戦最終試合終了時点で、自動降格する。

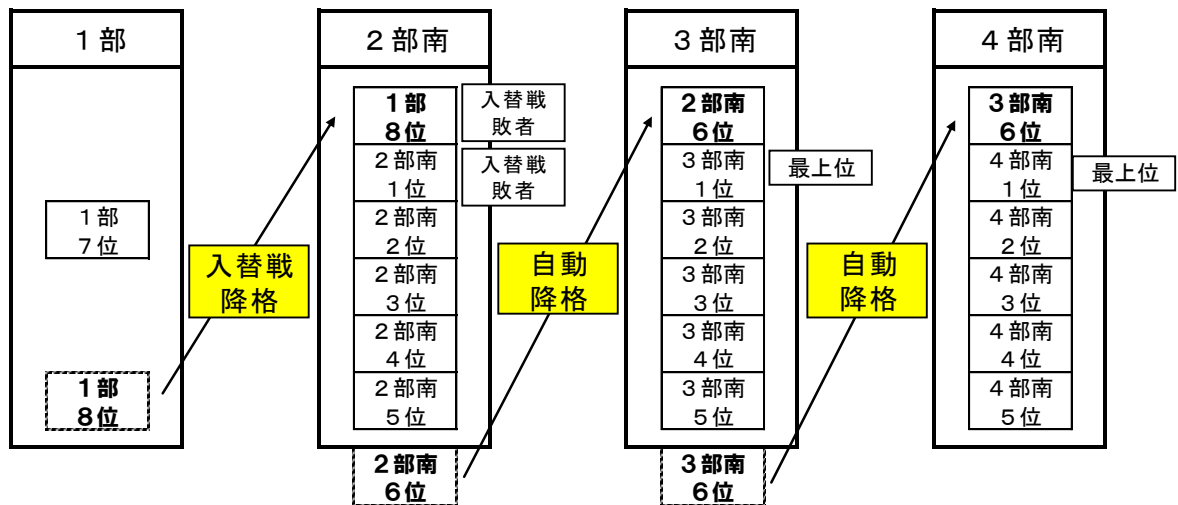
- ① 空白となった順位は1つ下の部以降の自動昇格によって補填する。
- ② 1部のチームが自動降格した場合は、1－2部入替戦での成績順で昇格チームを決定する。
- ③ この場合の下部入替戦は、5（3）を適用する。
- ④ 自動降格したチームの次季リーグでの出場順位は、降格した部の最下位とする。

5 (1-2部入替戦による2部以下の調整および下部入替戦実施方法)

- (1) 1-2部入替戦により、南リーグ・北リーグの構成チーム数に変動があった場合は、2部以下の各部のチーム数をリーグ戦内規14に合わせるため自動昇降格が行なわれる。
- (2) 1-2部入替戦の結果、1部へ昇格チームがなく、降格チームがある場合
 - ① リーグ編成を各部6チーム構成にするため、自動降格が発生する。
 - ② 自動降格があっても、入替戦出場の義務及び権利を守るために、自動降格したチームを除く最下位に入替戦出場の義務が発生する。
 - ③ よって、対戦カードは、「(自動降格チームを除く)最下位 × 次部最上位」となる。

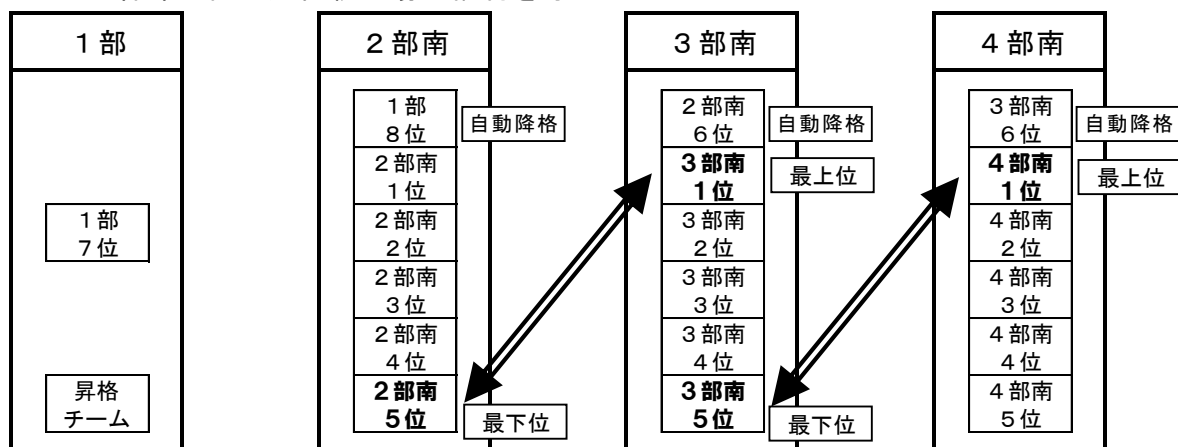
例1：1-2部入替戦後、2部から1部への昇格がなく、1部からの降格があった場合

① 2部以下のチーム数を6にする為、各部の最下位が自動降格する



② 自動降格後の「上位部の最下位」×「下位部の1位」で入替戦を行う

※各部1位の入替戦出場の権利を守るため



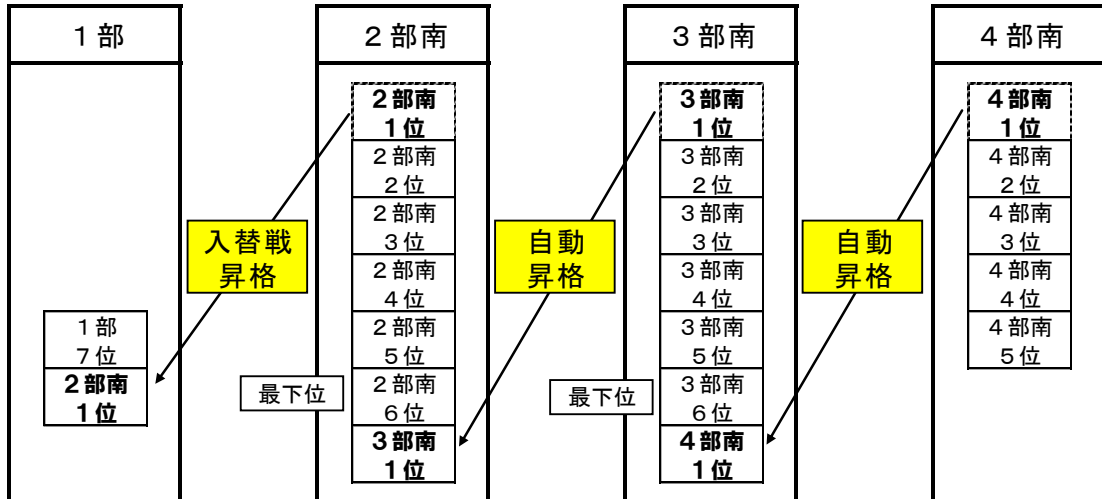
※1部は、男子の場合(8チーム)の例。女子1部は、6チームで構成される。

(3) 1-2部入替戦の結果、1部へ昇格チームがあり、降格チームがない場合

- ① 部編成を6チーム構成にするため、自動昇格が発生する。
- ② 自動昇格があっても、その部の最下位は、入替戦出場の義務が発生する。
- ③ よって、対戦カードは、「最下位×(自動昇格チームを除く)次部最上位」となる。

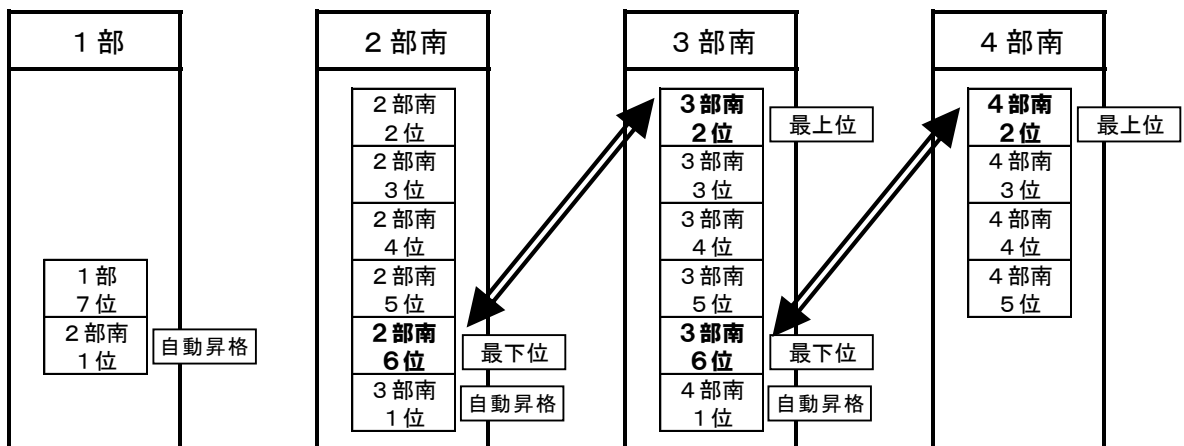
例2：1-2部入替戦後、1部からの降格がなく、2部から1部への昇格があった場合

① 2部以下のチーム数を6にする為、各部の最上位が自動昇格する



② 自動降格後の「上位部の最下位」×「下位部の最上位」で入替戦を行う

※各部最下位の入替戦出場の義務を守るため



※1部は、男子の場合(8チーム)の例。女子1部は、6チームで構成される。

以上

東北大学バレーボール連盟

リーグ内規等の取り扱いと罰則

平成23年 3月 6日制定

1. 取り扱いと罰則

リーグ戦内規及びリーグ入替戦内規、大会申し合わせ事項など定められた事項に対し、違反したり、不正を行ったりした場合は、チームに対し試合没収や出場停止も含めた処分を行う。その際の処分は、大会委員長、競技委員長、審判委員長、学連委員長で協議の上決定する。

2. チームの責務

- (1) チームは、ルールをよく理解して試合に臨むこと。特に、監督やコーチによる、審判の判定に対する抗議・選手に対する暴力・言葉汚く審判や選手をなじる行為等は、競技規則に基づき厳正に対処する。
- (2) チームは、大会運営に大きく影響を与える事項が発生した場合には、直ちに学連事務局へ連絡すること。学連事務局は、関係各所と協議の上、その後の対処方法を決定する。
 - ① 大会参加を取りやめる場合、試合を棄権する場合
 - ② 競技開始時刻に遅れる場合（自チームの試合および補助役員の割当試合）
 - ③ チーム内で事件・事故などが発生した場合

3. 競技開始時刻の遅刻

- (1) 会場には余裕を持って到着しておくこと。また、試合の進行状況によってはコートを変更して行う場合もあるので、他のコートの進行状況にも注意しておくこと。
- (2) チームが試合開始時刻に遅れた場合に、試合開始時刻を遅らせるなどの措置はとらない。ただし、大規模な交通障害などチームの責によらない事情があり、試合開始前までに学連事務局まで連絡があった場合は、調整を行う。
- (3) 公式練習終了後、15分以内に試合が出来る状態にならない場合は、没収試合とし、リーグ内規6①を適用する。

4. 補助役員について

- (1) 補助役員の考え方
 - ① 学生の自主運営と競技上の公平性のため、すべてのチームに補助役員を義務付けている。
 - ② 自分たちの試合で「良いゲーム運営」をして欲しければ、担当する試合でも積極的に補助を行うこと。
 - ③ 集合時間の遅刻、担当業務の放棄など、大会運営に大きく影響を与えた場合は、始末書の提出をさせることもある。
- (2) 補助役員の責務
 - ① 割り当てられた試合の設定時間のプロトコール前（設定されていない場合は、前の試合終了後10分後にプロトコールを開始する）に記録席に集合すること。自チームの試合後に割当がされることが多いので、試合終了後、補助役員のスムーズな繰り出しに協力すること。
 - ② 試合で各業務がきちんと遂行できるように、各チームで教育すること。

- ③ ラインジャッジは、試合中、担当するラインを中心に的確かつタイムリーな判断をすること。また、自身の判定に自身を持てるように、集中すること。
- ④ ラインジャッジおよびボール・リトリバーが、タイムアウト時、セット間に休憩する場合は、壁際に寄ること。フロアにおいて足を投げ出して休憩すると非常に見栄えが悪い。観客の視界に入らない所で休憩すること。

5. 競技者のユニフォーム、及びアンダーシャツ等の取り扱いについて

- (1) ルール取り扱いを厳守すること。(ユニフォームは、平成22年度は移行期間としていたが、平成23年度より完全適用とする。)
 - ① リベロ・プレーヤーのユニフォームは、他の競技者とはっきりと区別がつくものでなければならない。
【具体例】競技者の胸の部分が紺色で袖の部分が白色の場合、リベロ・プレーヤーの胸が白色で袖が紺色のような反対デザインものは禁止とする。
 - ② ナンバーは、はっきりと区別できるものとする。
 - ③ アンダーシャツは、外に見えるような場合はチーム・メンバー全員が同じ場合のみ認める。
 - ④ パワーパンツについては、一切見えないようする。
 - ⑤ くるぶしが見えるような短いソックスを履いてのゲームへの参加は禁止とする。なお、ソックスは、チームで統一された長さでなければならない。

6. チーム役員の服装

- (1) 公式競技を重んじて、部長・監督は原則として季節に応じた正装とする。但し、トレーニングウェアを着用する場合は、統一されたものを着用すること。
- (2) 部長・監督が正装、コーチ・トレーナー・マネージャーが統一されたトレーニングウェアを着用してもよい。
- (3) チーム役員は、部長・監督・コーチ・トレーナー・マネージャー章（6cm程度の円台（色は自由）に部・監・C・T・Mの文字を入れたもの）を左胸に付けなければ、ベンチに着席出来ない。
- (4) ジーンズ等の競技会にふさわしくないと判断される場合は、ベンチに入ることは許されない。

7. 各会場の使用について

- (1) 土足厳禁エリアは、各会場で掲示するので、厳守すること。
- (2) アリーナ以外の（トレーニングルームなど）他の施設の使用を禁止する。
- (3) ロビーなどの共用施設も含め、他の利用者に迷惑がかからないように注意すること。（ボールの使用は厳禁）
- (4) 喫煙は、指定の喫煙所を利用すること。（会場内禁煙の場合は、一切喫煙を禁止する）
- (5) 各会場の指定された駐車場を利用できるが、台数が限られているため、満車の場合は、近くの民間有料駐車場を利用すること。（付近の道路および商業施設への駐車は厳禁）
- (6) 机・椅子等の備品は、許可なく移動・搬入しないこと。
- (7) 設備・器物を破損した場合には、必ず本部まで申し出ること。
- (8) ゴミは各チームで必ず持ち帰ること。また、会場内やコンビニなどに捨てないこと。

以上